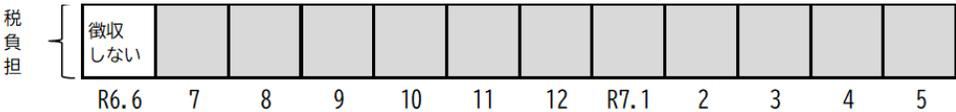
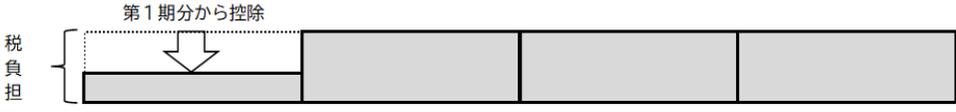
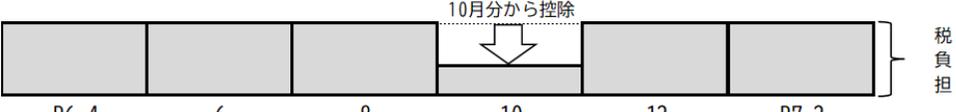


# 令和6年6月市議会定例会議 総務常任委員会資料

- (議案第103号)  
1 専決処分承認の件(専決第6号)福島市税条例の一部を改正する条例制定の件 【市民税課・資産税課】… P2
- (議案第82号)  
2 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件 【市民税課・資産税課】…………… P5
- (議案第84号)  
3 福島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する  
条例制定の件 【資産税課】…………… P8
- (議案第76号)  
4 令和6年度福島市一般会計補正予算中、財務部所管分 【管財課・市民税課】…………… P9
- (議案第102号)  
5 工事請負契約の件(重要文化財旧広瀬座再整備工事(電気設備工事)) 【契約検査課】…………… P11
- (議案第105号)  
6 工事請負契約の件(令和6年度市営住宅除却工事(下釜団地)) 【契約検査課】…………… P13

(専決第6号) 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件<要旨> (地方税法の一部を改正する法律制定に伴う改正)

区分	項目	内 容	法・条例
個人市 民 税	1 定額減税の実施について	令和6年度分の個人住民税(市民税+県民税)所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施する。なお、減収分は全額が国費で補填される。 納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限る。	法：附則第5条の8、附則第5条の9、附則第5条の10、附則第5条の11、附則第5条の12、附則第5条の13
	○施行日 令和6年4月1日	①給与所得に係る特別徴収 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後」の税額を令和6年7月から令和7年5月までの11か月で徴収する。  <p style="text-align: center;">※色付き部分は個人住民税を徴収することを表している。</p>	条例：附則第7条の5、附則第7条の6、附則第7条の7、附則第7条の8、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第18条の2、附則第18条の3の2、附則第18条の3の3
		②普通徴収(事業所得者等) 「定額減税前」の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除する。  <p style="text-align: center;">※色付き部分は個人住民税を徴収することを表している。</p>	
	③公的年金等に係る所得に係る特別徴収 「定額減税前」の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除する。  <p style="text-align: center;">※色付き部分は個人住民税を徴収することを表している。</p>		

区分	項目	内 容	法・条例																					
固定資産税・都市計画税	<p>2 負担調整措置制度の延長</p> <p>○施行日 令和6年4月1日</p>	<p>(1) 宅地等に係る負担調整措置の延長</p> <p>現行の宅地等に対して課する固定資産税等の特例を延長する。(令和6年度から令和8年度)</p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1" data-bbox="651 422 1677 863"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負担水準</th> <th>課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">200㎡以下の部分</td> <td>100%以上</td> <td>評価額×1/6</td> </tr> <tr> <td>100%未満</td> <td>前年度課税標準額+(評価額×1/6×5%) ※ただし、この額が評価額×1/6の100%を超える場合は100%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200㎡を超える部分</td> <td>100%以上</td> <td>評価額×1/3</td> </tr> <tr> <td>100%未満</td> <td>前年度課税標準額+(評価額×1/3×5%) ※ただし、この額が評価額×1/3の100%を超える場合は100%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 商業地等</p> <table border="1" data-bbox="719 975 1662 1329"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>評価額×70%</td> </tr> <tr> <td>60%以上 70%以下</td> <td>前年度課税標準額と同額【据え置き】</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>前年度課税標準額+(評価額×5%) ※ただし、この額が評価額の60%を超える場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	負担水準	課税標準額	200㎡以下の部分	100%以上	評価額×1/6	100%未満	前年度課税標準額+(評価額×1/6×5%) ※ただし、この額が評価額×1/6の100%を超える場合は100%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。	200㎡を超える部分	100%以上	評価額×1/3	100%未満	前年度課税標準額+(評価額×1/3×5%) ※ただし、この額が評価額×1/3の100%を超える場合は100%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。	負担水準	課税標準額	70%超	評価額×70%	60%以上 70%以下	前年度課税標準額と同額【据え置き】	60%未満	前年度課税標準額+(評価額×5%) ※ただし、この額が評価額の60%を超える場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。	<p>法：附則第18条、附則第25条</p> <p>条例：附則第12条、附則第20条、附則第20条の3～第20条の7</p>
	区 分	負担水準	課税標準額																					
	200㎡以下の部分	100%以上	評価額×1/6																					
		100%未満	前年度課税標準額+(評価額×1/6×5%) ※ただし、この額が評価額×1/6の100%を超える場合は100%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。																					
200㎡を超える部分	100%以上	評価額×1/3																						
	100%未満	前年度課税標準額+(評価額×1/3×5%) ※ただし、この額が評価額×1/3の100%を超える場合は100%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。																						
負担水準	課税標準額																							
70%超	評価額×70%																							
60%以上 70%以下	前年度課税標準額と同額【据え置き】																							
60%未満	前年度課税標準額+(評価額×5%) ※ただし、この額が評価額の60%を超える場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。																							

区分	項目	内 容	法・条例															
固定資産税・都市計画税		<p>(2) 農地に係る負担調整措置の延長 現行の農地に対して課する固定資産税等の特例を延長する。(令和6年度から令和8年度)</p> <table border="1" data-bbox="748 467 1516 783"><thead><tr><th colspan="2">負担水準</th><th>負担調整率</th></tr></thead><tbody><tr><td>90%以上</td><td>100%未満</td><td>1.025</td></tr><tr><td>80%以上</td><td>90%未満</td><td>1.05</td></tr><tr><td>70%以上</td><td>80%未満</td><td>1.075</td></tr><tr><td colspan="2">70%未満</td><td>1.1</td></tr></tbody></table> <p>「負担水準」とは・・・個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの</p> $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額} (\times \text{住宅用地特例率} (1/3 \text{ 又は } 1/6))}$	負担水準		負担調整率	90%以上	100%未満	1.025	80%以上	90%未満	1.05	70%以上	80%未満	1.075	70%未満		1.1	法：附則第19条、附則第26条 条例：附則第13条、附則第20条の8
負担水準		負担調整率																
90%以上	100%未満	1.025																
80%以上	90%未満	1.05																
70%以上	80%未満	1.075																
70%未満		1.1																

(議案第 82 号) 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件<要旨> (地方税法等の一部を改正する法律制定に伴う改正)

区分	項目	内 容		法・条例			
個人 市 民 税	<p>1 新たな公益信託制度の創設に伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の改正</p> <p>○施行日 公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日</p> <p>※公益信託とは 公益活動のために自らの財産を提供しようとする個人等が、自らの財産を信託銀行等に信託し、信託銀行等は、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、公益のために役立てる制度のこと。</p>	<p>公益信託制度の見直しにより所得税法が改正されたことに伴い、市税における公益信託の取扱いを定める規定の見直しを行う。</p>		<p>法：第314条の7 条例：第27条</p>			
		改正後	改正前				
		<p>(寄附金税額控除) 第27条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 市内に事務所又は事業所を有する者に対する寄附金_____のうち、次に掲げるもの ア～ク (略) ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 コ (略) (2) (略) 2 (略)</p>	<p>(寄附金税額控除) 第27条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 市内に事務所又は事業所を有する者に対する寄附金又は金銭のうち、次に掲げるもの ア～ク (略) ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 コ (略) (2) (略) 2 (略)</p>				
<p>○公益活動に自らの財産を提供した場合の寄附金控除の適用対象を拡大対象</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td>①信託銀行等への信託による公益活用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改正後</td> <td>①信託銀行等への信託による公益活用 ②株式、不動産、美術品などの公益活用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新たな公益活動にかかる控除対象のイメージ ・学生寮を運営する事業に土地を信託するケース ・絵画を美術館に信託して展示するケース</p> <p>制度の見直しが行われ、新たな制度創設が令和8年4月に予定されている(R6.5.22公布)。</p>		対 象		改正前	①信託銀行等への信託による公益活用	改正後	①信託銀行等への信託による公益活用 ②株式、不動産、美術品などの公益活用
対 象							
改正前	①信託銀行等への信託による公益活用						
改正後	①信託銀行等への信託による公益活用 ②株式、不動産、美術品などの公益活用						

区分	項目	内 容	法・条例
市民税・固定資産税・特別土地保有税	2 職権による減免を可能とする規定の追加	大規模災害における減免を念頭に、減免に該当することが明らかであり、かつ市長が必要と認める場合に限り、被災者等からの申告なしに減免を適用することができる宥恕規定を設ける。	法：第323条、第367条 第605条の2 条例：第35条、第58条 第130条の3
		対象規定	
	○施行日 公布の日	<p>(市民税の減免) 第35条 (略) (1)～(8) (略) 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(固定資産税の減免) 第58条 (略) 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(特別土地保有税の減免) 第130条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>※特別土地保有税：平成15年度以降、新たな課税を停止 ※下線部分が今回追加される規定</p>	
		<p>(経緯) これまで規定により、大規模災害時に減免適用が明らかでない場合であっても申告がなければ減免を適用することができず、被災者及び自治体に負担が生じるという事例がみられた。 今般の能登半島地震の発生も踏まえ、申告の原則の例外として規定。</p>	

区分	項目	内 容	法・条例
固定資産税	<p>3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定の新設</p> <p>○施行日 公布の日</p>	<p>バイオマス発電設備が、1万kW以上2万kW未満の発電設備のうち「一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料」に該当するものについて、新たに特例割合を規定。</p> <p>○バイオマス発電設備に係る課税標準の特例</p> <p>現 行 ①発電出力10,000kW未満のもの 新たに課税となった年度より3年度分2分の1とする ②発電出力10,000kW以上20,000kW未満のもの 新たに課税となった年度より3年度分3分の2とする</p> <p>新 設 ②のうち、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料に該当するもの ⇒新たに課税となった年度より3年度分7分の6とする</p> <p>特例割合：地方税法附則第15条第25項第2号の参酌基準を採用</p>	<p>法：附則第15条 条例：附則第10条の2</p>
	<p>4 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例について、わがまち特例の割合を定める規定の新設</p> <p>○施行日 公布の日</p>	<p>「都市再生特別措置法」に規定する一体型滞在快適性等向上事業※の事業主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対する課税標準の特例について、令和6年度税制改正によりわがまち特例が導入されたことに伴い、新たに特例割合として規定。</p> <p>○一体型滞在快適性等向上事業に係る課税標準の特例</p> <p>現 行 地方税法により、新たに課税となった年度より5年度分 2分の1と規定（定率）</p> <p>新 設 市税条例により、新たに課税となった年度より5年度分 2分の1と規定（わがまち特例）</p> <p>特例割合：地方税法附則第15条第38項の参酌基準を採用</p> <p>※一体型滞在快適性等向上事業 官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、市町村による公共施設の整備・管理と一体となって、土地所有者等が交流・滞在空間を創出する事業</p>	
	<p>5 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告の見直し</p> <p>○施行日 公布の日</p>	<p>新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等からの必要書類提出により、減額措置を適用することができるとする規定を追加する。</p> <p>改正前：各区分所有者からの申告書により、各々減額措置</p> <p>改正後：マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があれば、各区分所有者からの申告書提出がなくても減額措置を適用することができる。</p>	

(議案第84号) 福島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件<要旨>

区分	項目	内 容	法・条例
固定資産税・都市計画税	<p>1 福島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>○施行日 公布の日 適用は令和6年4月1日</p>	<p>令和6年度税制改正による地方拠点強化税制の適用延長により、福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト(地域再生計画)の認定期間が延長されたことから、課税の特例措置を延長する改正を行うもの。</p> <p>○適用期限 現 行：令和6年3月31日まで 改正後：令和8年3月31日まで(2年延長)</p> <p>1. 地方拠点強化税制 地方における雇用を創出するため、地域再生法により都道府県が策定する地域再生計画に基づいて、地方活力向上地域に本社機能を有する業務施設を整備する計画が認定された事業者に対して、課税の特例等の優遇措置を講ずる制度</p> <p>2. 移転型：東京23区内にある本社機能を移転し、特定業務施設※を整備する場合 ⇒3箇年度分の課税免除</p> <p>3. 拡充型：東京23区以外の地域からの本社機能の移転または地方にある本社機能を拡充し特定業務施設※を整備する場合 ⇒3箇年度分の不均一課税(税率：初年度0.00%、2年度0.35%、3年度0.70%)</p> <p>4. 対 象：特定業務施設の用に供する土地、家屋及びその附属設備並びに構築物(償却資産)</p> <p>※ 特定業務施設：本社機能を有する業務施設。具体的には、事務所、研究所、研修所。それらの新設と併せて整備する子育て施設を含む</p>	<p>地域再生法：第5条、第17条 の2、第17条の 4、17条の6 条 例：第2条、第2条の 2</p>

議案第76号 令和6年度福島市一般会計補正予算(所管分)

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
7	支所及び出張所費								
	支所等維持管理費	157,151	20,000	177,151	-	-	-	20,000	

◇ 支所等維持管理費追加

○ 支所等管理費 20,000

渡利支所の屋上防水シートが破損したことから、改修に係る工事費を計上する。

〔 補正予算説明書  
歳出 P8 〕

節	細節	金額	説明
14	工事請負費		
	01 工事請負費	20,000	実施内容 屋上防水改修工事 及び屋根・外壁の塗装

予定スケジュール

令和6年7月上旬 入札依頼

令和6年7月下旬 契約締結

令和6年11月下旬 竣工



議案第76号 令和6年度福島市一般会計補正予算(所管分)

第2款 総務費

第2項 徴税费

(単位:千円)

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
2 賦課徴収費	物価高騰対策費	—	2,415,000	2,415,000	—	—	—	2,415,000	

◇細々目 定額減税補足給付金給付事業費

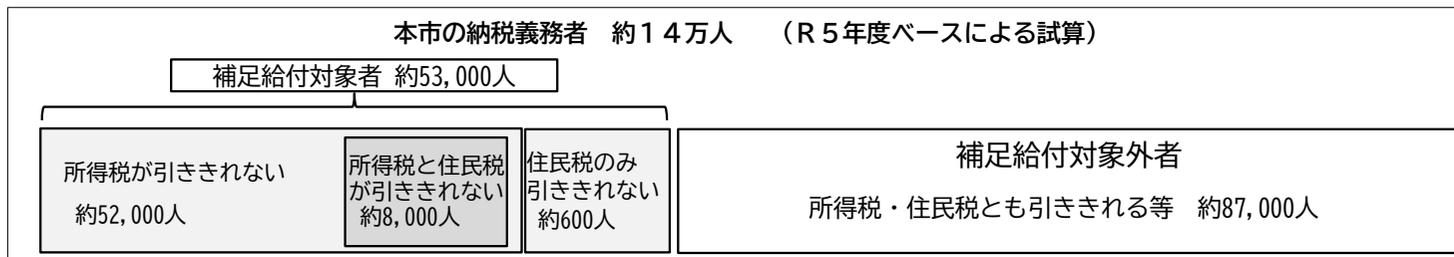
(単位:千円)

節	細 節	補正額
11 役務費	01 通信運搬費	8,500
12 委託料	05 その他の委託料	106,500
18 負担金補助及び交付金	05 交付金	2,300,000
計		2,415,000

財源:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

1. 概要

令和6年度税制改正による定額減税(所得税、住民税)に伴い、減税しきれない額を補足給付する事業を実施。一部業務を外部委託により行う。



2. スケジュール ◆(口座確認書発送) ●(支給開始)

区 分	想定人数	7月	8月	9月	10月	11月	12月
公金受取口座 登録者	27,000人	◆	●	デジタル庁の公金受取口座登録者から給付を開始			
公金受取口座 未登録者	26,000人	◆	●	以降、随時支給			
				未回答者 勧奨	10月末 口座確認回答期限	支給終了	

3. 外部委託の主な業務

- ①給付対象者あて口座確認通知書・勧奨通知書対応(作成、印刷、封入封緘)
- ②問い合わせ対応コールセンター、特設窓口
- ③回答書審査
- ④給付金振込口座データ作成

## 工 事 請 負 契 約 の 件

(議案第102号)

工 事 名	仮契約の方法	仮契約金額	仮 契 約 の 相 手 方	工事期限	入 札 の 状 況				備 考
					参 加 業 者 数	入札年月日	入札 回 数	仮契約年月日	
重要文化財旧広瀬座 再整備工事(電気設備 工事)	総合評価方式 (特別簡易型) Ⅲ型制限付 一般競争入札	203,390,000円	福島市松川町字中町7番地 (株)高電 代表取締役 高橋 輝男	令和8年1月9日	5者	令和6年4月17日	2回	令和6年4月23日	落札率 95.11%
	工 事 の 概 要				参 加 業 者				
	工事場所 福島市上名倉字大石前地内  工事概要 ○電気設備工事 ・照明工事 ・高圧電線の埋設(屋外) ・消火ポンプ用発電機 ・分電盤設備 ・非常用照明、誘導灯 ・非常放送設備  ・自動火災報知設備 ・炎センサー設備(屋外) ・雷保護設備 ・舞台照明設備 ・舞台音響設備	(株)高電 大槻電設工業(株) (株)電工社 六洋電気(株) 広栄・佐藤特定建設工事共同企業体  (5者)							

総合評価方式入札結果(閲覧用)

契約番号	5061000003	予算担当課	文化振興課
工事名	重要文化財旧広瀬座再整備工事(電気設備工事)		
概要	総合評価方式(特別簡易型)Ⅲ型制限付一般競争入札		

No.	商号又は名称	評価項目											技術評価 点合計D (A+B+C)
		企業の施工実績 A			配置予定技術者の能力 B		地理的要件 地域貢献等 C						
		施工実績の有無	工事成績	優良表彰	技術者の資格	施工経験	災害活動実績	除雪実績	下請状況	清掃ボランティア	認証取得	雇用実績	
1	㈱高電	1.000	2.000	0.000	0.500	1.000	0.500	0.000	1.000	0.500	2.500	1.000	10.00
2	大槻電設工業㈱	1.000	3.000	3.000	1.000	1.000	1.000	0.000	0.500	0.500	2.500	0.500	14.00
3	㈱電工社	0.000	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.000	1.500	1.500	5.00
4	六洋電気㈱	1.000	3.000	0.000	1.000	1.000	0.500	0.000	0.500	0.500	1.500	0.500	9.50
5	広栄・佐藤特定建設工事共同企業体	0.800	1.800	1.200	0.000	1.000	0.500	0.000	1.000	0.300	1.700	0.600	8.90
6													
7													
8													
9													
10													
11													

No.	商号又は名称	入札額 E(税抜き)(円)		評価値 D+(1-E/予定価格)×100	順位	備考
		第1回	第2回			
1	㈱高電	219,800,000	184,900,000	14.886	1	
2	大槻電設工業㈱	214,268,000	213,980,000	失格	—	
3	㈱電工社	247,000,000	201,880,000	失格	—	
4	六洋電気㈱	219,400,000	197,500,000	失格	—	
5	広栄・佐藤特定建設工事共同企業体	221,800,000	199,000,000	失格	—	
6						
7						
8						
9						
10						
11						

※評価値欄の失格は、予定価格を下回らない者、若しくは失格基準価格を下回った者、及び技術提案が要求要件をすべて満たしていない者

※順位欄の失格は低入札価格調査の結果、不適格と判断された者

入札参加者商号又は名称 (50音順)	大槻電設工業㈱	六洋電気㈱	
	広栄・佐藤特定建設工事共同企業体		
	㈱高電		
	㈱電工社		

仮契約人	福島市松川町字中町7番地 ㈱高電 代表取締役 高橋 輝男 567-2268		
資格確認月日	令和6年4月8日	閲覧日	令和6年3月26日から 令和6年4月2日まで
技術審査月日	令和6年4月8日	開札日及び総合評価日	令和6年4月17日
落札者決定月日	令和6年4月22日	学識経験者の 意見の聴取	令和5年2月21日
仮契約日	令和6年4月23日		落札者決定の意見の聴取
予定価格(税抜)	194,400,000円	仮契約金額(税抜)	184,900,000円
予定価格(税込)	213,840,000円	仮契約金額(税込)	203,390,000円
履行期限	着工 令和 年 月 日		竣工 令和 8年 1月 9日
備考			

## 工 事 請 負 契 約 の 件

(議案第105号)

工 事 名	仮契約の方法	仮契約金額	仮 契 約 の 相 手 方	工事期限	入 札 の 状 況				備 考
					参 加 業 者 数	入札年月日	入札 回 数	仮契約年月日	
令和6年度市営住宅 除却工事(下釜団地)	Ⅲ型制限付 一般競争入札	203,040,200円	福島市町庭坂字杉ノ下10番地の 19 阿部建材工業(株)  代表取締役 阿部 茂之	令和7年3月14日	7者	令和6年5月22日	1回	令和6年5月24日	落札率 77.21%
	工 事 の 概 要				参 加 業 者				
	工事場所 福島市本内字北下釜1番地1号 工事種別 解体工事 現 況 長屋(市営住宅)36棟 構造・規模 補強コンクリートブロック造1F建て 25棟 補強コンクリートブロック造2F建て 6棟 鉄筋コンクリート造2F建て 5棟				大宝建設(株) 阿部建材工業(株) (有)小林組 (株)ヤスタ創建 (株)ニーズ 広成建設(株) (有)エヌオーエー  <div style="text-align: right;">(7者)</div>				

## 入札結果（閲覧用）

契約番号	5061000008	予算担当課	住宅政策課
工事名	令和6年度市営住宅除却工事（下釜団地）		
概要	工事Ⅲ型制限付一般競争入札 事後公表 最低制限価格		

No.	商号又は名称	第1回	第2回	備考
1	大宝建設(株) (0000500041)	失格 174,000,000		
2	阿部建材工業(株) (0000500002)	落札 184,582,000		
3	(有)小林組 (0000500245)	辞退		
4	(株)ヤスタ創建 (0000501497)	204,450,000		
5	(株)ニーズ (0000502006)	207,000,000		
6	広成建設(株) (0000500237)	205,000,000		
7	(有)エヌオーエー (0000502048)	210,000,000		

仮契約人	福島市町庭坂字杉ノ下10番地の19 阿部建材工業(株) 代表取締役 阿部 茂之 591-1744				
資格確認月日	令和 6年 5月13日	閲覧月日	令和 6年 4月16日から 令和 6年 5月 1日まで		
入札月日	令和 6年 5月22日	仮契約月日	令和 6年 5月24日		
予定価格(税抜)	239,050,000円	仮契約金額(税抜)	184,582,000円		
予定価格(税込)	262,955,000円	仮契約金額(税込)	203,040,200円		
変更工事価格	① 円	変更後契約額	① 円	増減額	① 円
	② 円		② 円		② 円
	③ 円		③ 円		③ 円
履行期間	着工 令和 年 月 日	変更後履行期限	①	変更契約月日	①
	竣工 令和 7年 3月14日		②		②
			③		③
備考					